

「こども110番の家」事業協力申出書

申出年月日	令和 年 月 日()		
申出者住所			
申出者氏名			
連 絡 先	Tel: — — Fax: — —		
メールアドレス			
掲出場所所在地	東成区		
希 望 数	プレート大(横)	プレート小(縦)	マニュアル
区 分	事業所等 ・ 自宅(協力家庭)		
備 考			

- ・ 「こども110番の家」事業の趣旨に賛同し、「こども110番の家」プレートを掲出するとともに、住所、氏名、電話番号について、子どもの安全確保を目的として、学校・警察・地域の防犯活動団体・児童・保護者に情報を提供することに同意します。
- ・ 子どもがトラブルに巻き込まれそうになった時に駆け込み、助けを求めてきた場合、子どもを保護し110番通報等の対応を行います。
- ・ 暴力団員または、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当していません。
- ・ 区役所が現地確認を行う際には協力します。

以上の内容に同意し、協力の申出をします。

【参考】

大阪市暴力団排除条例施行規則

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団 又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者